

令和 3 年度小野市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費について

社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収（消費税率 1 %分の地方消費税収を除く。）は、すべて社会保障財源に充てることとされています。

以上の趣旨を踏まえ、令和 3 年度小野市一般会計予算における社会保障施策経費へ下記のとおり活用しています。

記

1 市町村交付金（社会保障財源化分）

地方消費税率引上げに伴い県から交付を受ける額 556,000 千円（見込）

2 地方消費税の引上げ分に係る社会保障施策に要する経費への活用

市町村交付金（社会保障財源化分）556,000 千円については、児童保育給付に 109,000 千円、北播磨総合医療センターへの支援に 189,000 千円、国民健康保険への支援に 68,000 千円、介護保険への支援に 190,000 千円を充てて、活用します。

なお、地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各経費に要する一般財源の割合により、按分して充当しています。

3 根拠法令

地方税法 第 72 条の 116 第 2 項